



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フォーサイド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 假 屋 勝
(JASDAQ・コード 2330)

問 合 せ 先 常 務 取 締 役 飯 田 潔
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

子会社の異動及び新たな事業の開始並びに第三者割当てにより発行される株式(現物出資)及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 17 日開催の取締役会において、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。また取得に際し、第三者割当ての方法により発行される株式及び第8回新株予約権の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業開始の趣旨及び株式の取得の理由、募集の目的及び理由

【事業開始の趣旨及び株式の取得の理由】

当社グループは、今後の企業価値向上を目指し、平成 26 年 10 月にお知らせいたしましたとおり(平成 26 年 10 月 3 日付「会社分割(新設分割)による持株会社体制への移行に関するお知らせ」、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及びM&Aによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編を実施し、新たな事業ポートフォリオを構築し、業容の拡大及び、事業リスクの分散を進めております。

平成 27 年 11 月には投資用不動産の取得及び売買を行うフォーサイドリアルエステート株式会社を設立いたしました。同社では投資用不動産を所有し不動産事業を展開しております。

一方、日本賃貸住宅保証機構株式会社は平成 19 年設立以来、賃貸家賃保証事業を中心に不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業を展開しております。賃貸家賃保証事業では、借主が日本賃貸住宅保証機構株式会社に保証料を支払い、日本賃貸住宅保証機構株式会社が従来の保証人に代わって、借主の保証人となることで、保証人のいない方でもスムーズにご入居いただくことが出来るサービスを提供しております。

当社グループは、現状の投資用不動産の所有による賃料収入に加え、新たに日本賃貸住宅保証機構株式会社の賃貸保証事業や不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業を付加することにより、投資用不動産の物件の選定から取得、運用・管理まで不動産事業の収益構造の多様化により競争力のある不動産サービスの提供が可能になると考えております。また、新たな事業ポートフォリオを構築することは、当社の経営戦略の根幹となります。

以上のことから日本賃貸住宅保証機構株式会社を子会社化し、両社の成長を加速させることが当社グループの企業価値向上につながると判断し、株式の取得の決議に至りました。

【本第三者割当てを選択した理由】

当社は、平成 27 年 12 月期において、平成 27 年 12 月期を含めて営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスとなったことから、有価証券上場規程第 604 条の2第1項第2号に定める上場廃止に係る猶予期間に入っております。本件につきまして、平成 28 年 12 月期の営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがプラスを計上いたしましたので、平成 29 年3月 30 日に株式会社東京証券取引所より、「業績」基準に係る猶予期間入り銘柄から解除されております。

平成 29 年 12 月期においても以下の施策を実行し、経営基盤の安定と継続的な業績の向上を図っております。

① 新規事業の開拓、新規事業への取り組み

当社は、平成 29 年3月 31 日付で、主にアミューズメント施設向け景品制作・販売を行っている株式会社ブレイクの全株式を取得し、100%子会社化いたしました。これにより、当社グループがこれまで培ってきたコンテンツ事業に、アミューズメント施設向け景品制作・販売のノウハウとリソースを保有する事となりました。スマートフォンアプリとリアルとの融合や、当社グループの電子書籍サービス「モビぶっく」で展開している有名なマンガ等のキャラクターのグッズ化など、自社及び他社原版を活用した総合的なコンテンツビジネスモデルを構築します。

② M&A、業務提携の推進

当社グループでは、今後も、既存事業の強化及び相乗効果を勘案したうえでM&Aや業務提携による事業領域の拡大を積極的に行います。

③ グループ体制の強化

当社グループは、創業以来の主力事業である「コンテンツ事業」に加え、「不動産事業」、「投資銀行事業」「貸金事業」が増加し、それぞれが事業会社として活動しており、従来からのインターネットビジネスの領域を超える企業体制へと進化してまいりました。平成 29 年 12 月期においてもさらなるグループ体制の強化を図ります。

上記施策のうち、「不動産事業」の更なる強化を図る為、当社は、フォーサイドリアルエステート株式会社において投資用不動産の取得に際し、以前より取引のあった日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得及び新たな投資用不動産の取得のための資金調達を検討してまいりました。

一方、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得及び投資用不動産の取得に掛かる対価の調達方法につきましては、現在当社の保有する現預金をグループ内の不動産事業以外の既存事業の成長に充当することを優先したいため、外部調達を行うことが好ましいと考えており、新たな子会社株式の取得という資金が固定化される資金使途には、借入等の負債性資金調達を行うよりも、更なる財務基盤の強化も目的として増資による資金調達を行うことが、当社にとって最も企業価値向上の機会と獲得できる形であると判断しておりました。加えて、公募増資も検討いたしました。公募増資の場合、大規模な希薄化が一時に発生することとなり、株価に対する直接的な影響が大きい上、現在、厳しい業績・財務状況が継続しているなか引受先の確保が十分に可能であるか不明確であるとの懸念も考慮し、第三者割当増資での調達を行うべきとの結論に至りました。

当社の取締役である泉信彦は、日本賃貸住宅保証機構株式会社の親会社であるレクセム株式会社を間接的に保有しております。そこで同氏を通じ、レクセム株式会社に対し、同社が保有する日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の売却意向の確認と同時に当社が行う第三者割当増資の引受け要請を行うことといたしました。

その結果、レクセム株式会社より、第三者割当増資による日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の譲渡と、レクセム株式会社が 90%出資するR-1合同会社を割当先とした新株予約権の発行の組み合わせによるスキームを提案いただきました。

当社といたしましては、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得と、当社の第三者割当増資の割当を同時に行うこととなりますので、事務コスト等も勘案し、また、投資用不動産の取得資金に関しては、今

現在、取得予定の不動産の選定が完了しておりませんでしたので、その資金を新株式発行により調達することは希薄化の要因にもなることから、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得につきましては、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の現物出資による第三者割当増資を実施し、投資用不動産の取得資金については、R-1合同会社を割当先とした新株予約権の発行により調達する運びとなりました。

また、本件資金調達方法を選択した具体的な検討内容は以下のとおりです。

現状、当社は、事業体制の構築やM&A、業務提携の推進及び当座の運転資金の確保による財務基盤の安定化のために必要となる「9. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載された金額と同じ規模の資金を金融機関から借り入れることは困難な状況です。

また、公募増資も検討いたしました。公募増資の場合、大規模な希薄化が一時に発生することとなり、株価に対する直接的な影響が大きい上、現在、厳しい業績・財務状況が継続しているなか引受先の確保が十分に可能であるか不明確であるとの懸念も考えられます。

そこで、当社は第三者割当による調達を検討していたところ、上記のとおり先方から株式(現物出資)及び新株予約権を組み合わせた第三者割当を提案されました。投資用不動産の取得資金に関しては、今現在、取得予定の不動産の選定が完了していないこともあり、希薄化が一時的に生じる株式よりも新株予約権の方法が当社の実態に適していることに鑑み、当該方法による調達は合理的であると考え、当社は、株式(現物出資)及び本新株予約権の発行による資金調達を選択しました。

2. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

賃貸用不動産の借主が保証会社に保証料を支払い、保証会社が従来の保証人に代わって借主の保証人となることで、保証人のいない方でもスムーズにご入居いただくことが出来るサービスを提供する賃貸家賃保証事業を中心に不動産管理事業等、不動産売買・仲介事業を展開してまいります。

(2) 当該事業を担当する部門等

日本賃貸住宅保証機構株式会社を子会社化し、当該子会社にて行う予定です。

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

第三者割当てにより発行される株式(現物出資)399百万円により取得する予定です。

3. 異動する子会社(日本賃貸住宅保証機構株式会社)の概要

(1)	名 称	日本賃貸住宅保証機構株式会社	
(2)	所 在 地	大阪府大阪府中央区城見二丁目2番22号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 吉田 生喜	
(4)	事 業 内 容	賃貸物件における賃貸家賃保証業務 不動産の仲介及び売買、賃貸及び管理業	
(5)	資 本 金	1億円	
(6)	設 立 年 月 日	平成19年6月1日	
(7)	大株主及び持株比率	レクセム株式会社 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の100%を間接的に保有しております。
		人的関係	当該会社の役員1名が、当社の補欠監査役を兼任しております。
		取引関係	当社と当該会社との間に、不動産の仲介及び貸付等の取引があります。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 26 年 11 月期	平成 27 年 11 月期	平成 28 年 11 月期
純 資 産		310 百万円	11 百万円	25 百万円
総 資 産		800 百万円	945 百万円	1,201 百万円
1 株 当 たり 純 資 産		77,617 円 41 銭	2,725 円 40 銭	6,390 円 33 銭
売 上 高		770 百万円	887 百万円	964 百万円
営 業 利 益		128 百万円	159 百万円	150 百万円
経 常 利 益		123 百万円	187 百万円	183 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		15 百万円	△309 百万円	18 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		3,772 円 06 銭	△77,340 円 95 銭	4,556 円 27 銭
1 株 当 たり 配 当 金		－円	－円	－円

4. 株式取得の相手先の概要

(1) 名 称	レクセム株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 千原 紀男		
(4) 事 業 内 容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等		
(5) 資 本 金	1億円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 20 年 9 月 1 日		
(7) 純 資 産	977 百万円		
(8) 総 資 産	1,195 百万円		
(9) 大株主及び持株比率	XON株式会社 100%		
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の 100%を間接的に保有しております。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者に該当いたします。	

5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数:0 個) (議決権所有割合:0%)
(2) 取 得 株 式 数	1,600 株 (議決権の数:1,600 個)
(3) 取 得 価 額	日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式 399 百万円(1株あたり 249,997 円) アドバイザー費用等(概算額)2 百万円 合計(概算額) 401 百万円
(4) 異動後の所有株式数	1,600 株 (議決権の数:1,600 個)

(議決権所有割合:40%)

(取得価額の算定根拠)

本株式取得については、その公正性及び妥当性を期すため、独立した第三者算定機関として株式会社コンサルティング・モール(代表取締役:溝端浩人 住所:大阪府大阪市)を選定し、株式価値の算定を依頼いたしました。評価対象会社のフリー・キャッシュ・フロー法による算定が行われた結果、当該株式の1株当たり株式価値 255,537 円(総額 1,022,148,000 円)との算定結果(平成 29 年 5 月 10 日取得)となりました。

当該株式の取得に際しては、大株主との取引になるため一般株主や投資家が抱く可能性のある「特定の株主の利益を優先した取引ではないか」との疑念をできるだけ払拭するためにも、レクセム株式会社と慎重に交渉協議を行った結果、株式価値を株式会社コンサルティング・モールによる株式価値評価額よりも低い5.(3)に記載の取得価額(1株あたり 249,997 円)にて取得することといたしました。

6. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 29 年5月 17 日
(2) 契約締結日	平成 29 年6月 2 日(予定)
(3) 株式譲渡実行日	平成 29 年6月 2 日(予定)
(4) 事業開始期日	平成 29 年6月 2 日(予定)

7. 大株主との取引等に関する事項

(1)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本株式譲渡は、当社の議決権の 12.69%を保有する大株主であるR-1第1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるR-1合同会社の親会社に該当するレクセム株式会社との取引であることから、日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式1株当たりの価値の算定に際し、公正性・妥当性を担保する必要があると判断し、当社及びレクセム株式会社から独立した第三者算定機関である株式会社コンサルティング・モールを選定し、日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式価値に関する算定書を取得しております。

また、日本賃貸住宅保証機構株式会社はレクセム株式会社が総議決権を 100%保有しており、当社取締役のうち、泉信彦は、レクセム株式会社の総議決権を 100%保有する XON 株式会社の大株主であるため、日本賃貸住宅保証機構株式会社の取得に関する当社取締役会決議には加わっておりません。

(2)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、大株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式譲渡については、大株主との間に利害関係を有しない非常勤の社外監査役である田辺一男氏及び瀬山剛氏より、当社及びレクセム株式会社と利害関係のない独立した第三者機関によって合理的に算定された株式価値評価に基づき譲渡価額を決定し行われるものであり、レクセム株式会社と慎重に交渉協議を行った結果、決定したものであるため、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を平成 29 年 5 月 12 日に得ております。なお、常勤監査役である法木右近氏からも同日同意見を得ております。

8. 募集の概要

(1) 株式

(1) 払込期日	平成 29 年6月 2 日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,793,700 株
(3) 発行価格	1株につき金 223 円
(4) 発行価格の総額	399,995,100 円 全額現物出資の払込方法によるものであります。

(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 レクセム株式会社:1,793,700 株
(6) 現物出資財産の内容および価格	レクセム株式会社が保有する日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式 1,600 株の財産(1 株当たりの価格:249,997 円)を以って現物出資とする。
(7) その他	金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 第8回新株予約権

(1) 割当日	平成 29 年6月2日
(2) 新株予約権の総数	9,569 個(新株予約権 1 個当たり 100 株)
(3) 発行価額	総額 7,655,200 円(新株予約権 1 個当たり 800 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	956,900 株
(5) 資金調達額	199,992,100 円
	(内訳)
	新株予約権発行分 7,655,200 円
	新株予約権行使分 192,336,900 円
(6) 行使価額	201 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 R-1合同会社:9,569 個
(8) その他	<p>(i) 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使指示 当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、行使可能期間中の 10 連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた 10 連続取引日)のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 245 円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数(行使指示できる予約権の数には特に制限等はありません。)を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使すべき旨を指示(以下「行使指示」という)ことができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が定められる予定です。</p> <p>(iii) 本新株予約権の行使期間内に、株価が行使価格を下回って推移し行使が行われない場合、及び株価が行使価格を上回るものの行使が行われない場合であってかつ当社が行使指示を行うことができる条件を満たさないときは、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> <p>(iv) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(v) その他</p>

	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	--------------------------------------

9. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	599,987,200 円
	(内訳)	
	新株式の発行	399,995,100 円
	第8回新株予約権の発行	7,655,200 円
	第8回新株予約権の行使	192,336,900 円
②	発行諸費用の概算額	6,350,000 円
③	差引手取概算額	593,637,200 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 29 年5月 16 日の当社普通株式の終値 223 円に今回の増資により発行する株式数 1,793,700 株を乗じた金額(なお、現物出資によるため、実際に払い込まれる金銭はありません。)及び本新株予約権の払込金額の総額(7,655,200 円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(192,336,900 円)を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、弁護士費用、新株予約権等算定評価報酬費用、その他の事務費用が含まれております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式(現物出資)及び本新株予約権

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
①	日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得	399	平成 29 年6月
	内訳 本新株式(現物出資)による充当	(399)	
②	運転資金	1	平成 29 年6月
	内訳 本新株予約権による充当	(1)	
③	投資用不動産の取得	192	平成 29 年6月から 平成 32 年5月まで
	内訳 本新株予約権による充当	(192)	

※調達資金を実際に支出するまでは、資産の保全を目的とし、普通預金にて運用していく予定であります。

①日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得

日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得いたします。

これらの使途に充てるため、本新株式(現物出資)の発行に伴い調達する資金 399 百万円を充当することを予定しております。

②運転資金

本新株予約権の発行により調達される資金から、発行諸費用を差引いた残額は、当座の運転資金に充

当いたします。

これらの使途に充てるため、本新株予約権の発行に伴い調達する資金 1 百万円を充当することを予定しております。

③投資用不動産の取得

不動産事業の収益向上のため、投資用不動産を 1 件もしくは 2 件購入いたします。

これらの使途に充てるため、新株予約権の行使による調達額 192 百万円を充当します。

10. 資金使途の合理性に関する考え方

第三者割当による本新株式の発行は、全額現物出資によるため該当事項はありません。なお、現物出資により日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式を取得することの合理性は、「1. 事業開始の趣旨及び株式の取得の理由、募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

新株予約権により調達される資金の使途は、不動産事業の成長基盤の確立に充当する予定であり、収益性の向上による事業の拡大を図ることができると判断しております。

このような理由から、本新株式(現物出資)及び本新株予約権の第三者割当による発行は、中長期的には当社グループの企業価値向上につながると考えております。

したがって、当社は本新株式(現物出資)及び本新株予約権の発行・行使により一定の範囲で一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益向上につながるため、本新株式(現物出資)及び本新株予約権の発行により調達する資金使途は合理的であると判断しております。

11. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

発行価格につきましては、当社取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値と同額の 1 株 223 円といたしました。

発行価格は本増資に係る取締役会決議の直前までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間(平成 28 年 11 月 15 日から平成 29 年 5 月 16 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引終値の平均値(1 ヶ月平均 217 円(プレミアム率 2.76%)、3 ヶ月間平均 225 円(ディスカウント率 0.88%)、6 ヶ月間平均 198 円(プレミアム率 12.62%)及び、当社取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の比較によるものです。

また、当社監査役 3 名(全員が会社法上の社外監査役)からは、払込金額の検討は、東京証券取引所における取引終値を基準に検討・決定を行い、大幅なディスカウントも行われていないことから有利発行には当たらず、現物出資される財産の価格については、「5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況(取得価額の算定根拠)」及び、「7. 大株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われており、その判断も妥当である旨の意見表明を受けております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価 223 円)、権利行使価格(201 円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(3 年)、無リスク利率(-0.151%)、株価変動性(69.87%)、当社の行動(行使指示は行わず割当予定先の権利行使を待つ)並びに割当予定先の行動及(株価が権利行使価格以上の場合、1 日に 87 個ずつ権利行使を行い、行使により得た株式は 1 日あたり売買出来高の約 4.0%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うもの

とする)について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を1個当たり 800 円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を 800 円(1株当たり 8 円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり 223 円に 0.9 を乗じた 201 円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均 217 円に対するダウン率は 7.37%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均 225 円に対するダウン率は 10.66%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均 198 円に対するアップ率は 1.51%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額は、株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役 3 名(全員が会社法上の社外監査役)からは、株式会社ブルータス・コンサルティングは、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、株式会社ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は株式会社ブルータス・コンサルティングによって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式の発行株式数は 1,793,700 株であり、平成 28 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 25,281,504 株に対し 7.09%(平成 28 年 12 月 31 日現在の当社議決権個数 245,427 個に対しては 7.30%)、本新株予約権の行使による発行株式数は 956,900 株であり、発行済株式総数に対し 3.78%(議決権個数に対しては 3.89%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は発行済株式総数に対し 10.87%(議決権個数に対しては 11.20%)であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 1,307,530 株(本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 956,900 株の 136.64%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 956,900 株を行使期間である 3 年間(245 日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の 1 日当たりの売却数量は 1,302 株であり、上記 1 日当たりの出来高の 0.09%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり 201 円であります。これは平成 29 年 12 月期第1四半期の1株当たり純資産 35.30 円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

当社は、「1. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】」及び「10. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の理由により、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、また、流動性を踏まえた株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えており、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は

合理的であると考えております。

12. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	レクセム株式会社		
②	本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号		
③	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 千原 紀男		
④	事 業 内 容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等		
⑤	資 本 金	1億円		
⑥	設 立 年 月 日	平成20年9月1日		
⑦	決 算 期	9月		
⑧	発 行 済 株 式 数	17,600株		
⑨	従 業 員 数	2名		
⑩	主 要 取 引 先	日本賃貸住宅保証機構株式会社		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
⑫	大株主及び持ち株比率	XON株式会社 100%		
⑬	当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権100%を間接的に保有しております。	
		取 引 関 係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
		人 的 関 係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者に該当いたしません。	
⑭	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
	純 資 産	864百万円	974百万円	977百万円
	総 資 産	894百万円	1,145百万円	1,195百万円
	1株当たり純資産	49,077円16銭	55,311円20銭	55,556円71銭
	売 上 高	24百万円	19百万円	32百万円
	営 業 利 益	△4百万円	△28百万円	△44百万円
	経 常 利 益	24百万円	128百万円	22百万円
	親会社株主に帰属する当期純利益	13百万円	90百万円	7百万円
	1株当たり当期純利益	748円87銭	5,120円88銭	414円66銭
	1株当たり配当金	－円	－円	－円

① 名 称	R-1合同会社	
② 本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号	
③ 代表者の役職及び氏名	代表社員 池田 拓弥	
④ 事業内容	有価証券の売買、投資、保有及び運用等	
⑤ 出 資 金	100万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成25年2月26日	
⑦ 決 算 期	1月	
⑧ 主たる出資者及びその出資比率	レクセム株式会社 90%	
⑨ 当社との関係等	資 本 関 係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権90%を間接的に保有しております。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者に該当いたしません。

なお、当社は、今回の新株予約権の総数及び新株式の総額の引受契約締結に先立ち、割当予定先及び割当先の代表者の実態や、反社会的勢力に関係する特定の団体あるいは関係者にあたらないのかといった観点から調査を行いました。

具体的には、上記の割当予定先両社の代表者及び経理事務担当者並びに事務所にそれぞれ訪問し、事務所の所在、移転などが頻繁になかったことを実地で確認をし、事業の概要や主な取引先などの聞き取り調査を行っております。この調査によって事務所が継続して所在していることや、事業内容、取引先等について実態があり、通常なものと認識いたしました。

当該実地調査に加え、インターネットを利用して割当予定先両社の取引先との取引が正常に行われているか否か、係争案件の有無、反社会的勢力との関係有無などの情報収集を行いました。その結果、反社会的勢力と関係している事実は見受けられませんでした。

また、外部調査機関に依らず、自社での調査を行うこととした理由につきましては、当社取締役泉信彦が両社の議決権をそれぞれ間接的に100%と90%保有しており、既知の情報があることと、追加の情報収集も直接行うことができると判断したことによるものです。

尚、これらの調査を通じ、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しておりその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の得られる先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行などの資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズにあうスキームを充足し得る先がないなか、当社内で検討した結果、当社の取締役である泉信彦氏を通じて、同氏が間接的に100%保有しているレクセム株式会社に、1. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】及び9. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途に記載の内容を相談した結果、同社より提案をいただいたレクセム株式会社及びレク

セム株式会社が 90%出資するR-1 合同会社を割当先とした新株式(現物出資)及び新株予約権の組み合わせによる手法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。レクセム株式会社グループは、様々な提携やM&A、企業再生支援等へ積極的に取り組んでおり、今回の現物出資の対象会社である日本賃貸住宅保証機構株式会社は賃貸家賃保証事業を中心に不動産管理等事業、不動産売買・仲介事業で培った様々なノウハウを有しております。

そして、レクセム株式会社グループにおいて、1. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】及び9. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途に記載の内容に一定の理解を示して頂けたため、レクセム株式会社及びレクセム株式会社が 90%出資するR-1 合同会社を今回の割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるレクセム株式会社及びR-1 合同会社の、本新株式及び本新株予約権を行使して取得する普通株式の保有方針は長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。なお、当社は、レクセム株式会社から、本第三者割当増資の払込期日(平成 29 年 6 月 1 日)より2年間において、当該株式の全部または一部を第三者に譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名または名称、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由および譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

新株式の発行に関しては、現物出資による第三者割当増資であるため、金銭の払込はありません。レクセム株式会社が保有の日本賃貸住宅保証機構株式会社の普通株式の保有状況については平成 29 年 4 月 28 日の株主名簿により確認しております。

新株予約権の発行に関しては、割当予定先であるR-1 合同会社の本第三者割当増資の払込期日に全額を払い込むことのできる確約をいただいております。また、当社は、割当予定先から提供された預金残高証明書によりその払込資金及び新株予約権の行使に要する資金の存在を確認しており払込みに支障はないと判断しております。

13. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前		本第三者割当後 (本新株式発行及び新株予約権行使前)		本第三者割当後 (本新株式発行及び新株予約権行使後)	
R-1第1号投資事業有限責任組合	12.69%	R-1第1号投資事業有限責任組合	11.85%	R-1第1号投資事業有限責任組合	11.45%
日本証券金融株式会社	2.47%	レクセム株式会社	6.62%	レクセム株式会社	6.40%
株式会社SBI証券	2.46%	日本証券金融株式会社	2.30%	R-1合同会社	3.41%

中原証券株式会社	1.03%	株式会社SBI証券	2.30%	日本証券金融株式会社	2.22%
小林 浩之	1.00%	中原証券株式会社	0.96%	株式会社SBI証券	2.22%
渡部 智子	0.93%	小林 浩之	0.93%	中原証券株式会社	0.93%
村井 幸恵	0.84%	渡部 智子	0.86%	小林 浩之	0.90%
松井証券株式会社	0.80%	村井 幸恵	0.79%	渡部 智子	0.83%
立花証券株式会社	0.74%	松井証券株式会社	0.74%	村井 幸恵	0.76%
竹林 昌兼	0.67%	立花証券株式会社	0.69%	松井証券株式会社	0.72%

(注) 割当前の持株比率は、平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿をもとに作成しています。また、R-1 第 1 号投資事業有限責任組合の持株比率につきましては、平成 29 年 5 月 1 日に提出された変更報告書をもとにしております。

14. 今後の見通し

本件の影響を加味した今期の連結業績予想は本日同日に開示した「連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

15. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、本新株式により新たに発行される株式数は 1,793,700 株であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は 956,900 株であり、本新株式及び本新株予約権に係る潜在株式数は合計 2,750,600 株であります。このため、既存の普通株式の議決権については、約 10.78% (本新株式により約 7.09%、本新株予約権により約 3.78%) の希薄化が生じることになりますが、①希釈率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

16. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
売上高(百万円)	483	756	935
営業利益(百万円)	△710	△209	24
経常利益(百万円)	△691	△216	41
当期純利益(百万円)	△782	△481	34
1株当たり当期純利益(円)	△35.69	△20.93	1.37
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	22.74	17.30	35.17

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年5月 17 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	25,281,504 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	1,922,500 株	7.60%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
始 値	1,520 円	221 円	165 円
高 値	1,489 円 (436 円)	353 円	381 円
安 値	1,080 円 (100 円)	133 円	126 円
終 値	225 円	160 円	172 円

(注)

1. 当社は、平成 26 年4月 1 日付で普通株式1株につき 10 株の株式分割を行なっております。
2. 平成 26 年 12 月期の高値、安値のカッコ内の数字は株式分割(平 26 年4月 1 日、1:10)による権利落後の高値、安値を示しております。

② 最近6か月間の状況

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	156 円	154 円	169 円	238 円	246 円	227 円
高 値	172 円	190 円	273 円	275 円	256 円	270 円
安 値	127 円	151 円	168 円	209 円	210 円	182 円
終 値	154 円	172 円	238 円	246 円	225 円	226 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年5月 16 日
始 値	225 円
高 値	225 円
安 値	220 円
終 値	223 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 27 年 3 月 25 日
調達資金の額	600,000,000 円

転換価格	1株につき268円
募集時における発行済株式数	21,942,700株
割当先	Jトラストベンチャーキャピタル合同会社
当該募集による潜在株式数	2,238,805株
現時点における転換状況	転換済株式数:2,238,805株
発行時における当初の資金使途	①“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発(23百万円) ②“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの運用費(34百万円) ③M&A、業務提携の推進(223百万円) ④投資銀行部の運用資金(100百万円) ⑤投資用不動産の購入(150百万円) ⑥連結子会社の事業資金(70百万円)
発行時における支出予定時期	①平成27年12月までに充当 ②平成28年9月までに充当 ③平成29年12月までに充当 ④平成28年3月までに充当 ⑤平成28年3月までに充当 ⑥平成29年12月までに充当
現時点における資金の充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	平成27年3月25日
発行新株予約権数	18,000個(新株予約権1個当たり100株)
発行価格	14,040,000円(新株予約権1個当たり780円)
行使価格	220円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	410,040,000円 (内訳) 新株予約権発行分 14,040,000円 新株予約権行使分 396,000,000円
割当先	Jトラストベンチャーキャピタル合同会社
募集時における発行済株式数	21,942,700株
当該募集による潜在株式数	1,800,000株
現時点における行使状況	行使済株式数:1,100,000株(残高7,000個)
現時点における潜在株式数	700,000株
現時点における調達した資金の額	256,040,000円 (内訳) 新株予約権発行分 14,040,000円 新株予約権行使分 242,000,000円
発行時における当初の資金使途	①M&A、業務提携の推進(327百万円) ②その他運転資金(73百万円)
発行時における支出予定時期	①平成29年12月までに充当 ②平成28年3月までに充当

現時点における資金の充当状況	①充当金額 127 百万円
	②充当金額 73 百万円

17.発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式 1,793,700 株
2. 発行価格 1 株当たり 223 円
3. 発行価格の総額 399,995,100 円
全額現物出資の払込方法によるものになります。
4. 資本組入額 1 株につき 112 円
5. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による。
6. 申込期日 平成 29 年 6 月 2 日
7. 払込期日 平成 29 年 6 月 2 日
8. 割当先及び割当株式数 レクセム株式会社 1,793,700 株
9. その他 本件第三者割当増資については、金融商品取引法による有価証券届出書の提出にかかる届出の効力発生を条件としております。

株式会社フォーサイド 第 8 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フォーサイド 第 8 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 7,655,200 円
3. 本新株予約権の数 9,569 個
4. 申込期日 平成 29 年 6 月 2 日
5. 割当日及び払込期日 平成 29 年 6 月 2 日
6. 募集の方法 第三者割当ての方法により、R-1 合同会社に本新株予約権の全てを割り当てる。
7. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数
 - ① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式 956,900 株とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「付与株式数」という) は、普通株式 100 株とする。但し、本項第(1)号②及び③により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。
 - ② 本項第(3)号に従って行使価額 (本 項第(2)号において定義される。以下同じ。) の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする (但し、調整後付与株式数を求める際、1 株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする)。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{調整後行使価額}$$
 - ③ 調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本項第(3)号③及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - ④ 付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日そ

の他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた額とする。
- (3) 行使価額
- ① 行使価額は 1 株あたり金 201 円とする。
- ② 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \text{新発行・} \\ \text{行使価} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \text{処分株} \\ \text{額} & & \text{行使価} & \times & \text{株式数} & & \text{式数} \\ & & \text{額} & & & & \text{1株あたりの} \\ & & & & & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \text{1株あたりの時価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数 + 新発行・処分株式数} \end{array}$$

- ③ 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 時価(本項第(3)号④(ii)に定義される)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、下記(ii)の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く)調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利を発行する場合調整後の行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、また、当

該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価} & \text{行使価} \\ \text{額} & \text{額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株} \\ \text{式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本項第(3)号③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本項第(3)号③乃至⑤により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか

じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権者は、平成 29 年 6 月 2 日から平成 32 年 6 月 1 日までの間（以下「行使可能期間」という）、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (6) 本新株予約権の譲渡 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の際の取扱い
- ① 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という）を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を本項第(8)号②に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。なお、当社は、本項第(8)号②に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。
- ② 本項第(8)号①の場合における条件は以下のとおりとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という）の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ロ. 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 承継新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本項第(1)号に準じて決定する。
- ニ. 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本(9)号②ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。
- ホ. 承継新株予約権を行使することができる期間

承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までとする。

へ. 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由

承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、本項第(5)号の定めに従って、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

ト. 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

チ. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資金及び資本準備金に関する事項

本項第(7)号に従って決定する。

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| (9) | 新株予約権証券の発行の有無 | 本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。 |
| 8. | 新株予約権の行使に関する特約 | 行使可能期間中の 10 連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた 10 連続取引日)のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 245 円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使すべき旨を指示(以下「行使指示」という)ことができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。 |
| 9. | 行使請求受付場所 | 株式会社フォーサイド 管理本部 |
| 10. | 新株予約権の行使請求の方法 | (1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印のうえ、新株予約権原簿管理人に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という)を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という)に振り込むものとする。
(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。 |
| 11. | 行使請求の効力 | 本新株予約権の行使請求の効力は、第 10 項に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された時に発生する。 |
| 12. | 行使の効力発生 | 当社は、行使の効力発生後、実務上可能な限り速やかに、当該行使にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。 |
| 13. | 本新株予約権の行使に係る払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 福岡支店 |
| 14. | 本新株予約権の発行に係る払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 福岡支店 |
| 15. | その他 | (1) 会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の |

措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。
- (4) 本要項の規定に変更が生じた場合、当社は、本新株予約権者に対し、当該変更の内容を速やかに通知する。

以上